

おける環境教育の充実を図るため、関係府省が連携し、子どもの自然体験活動その他の体験活動の充実を図っていきます。こどもエコクラブ事業、森の子くらぶ活動推進プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、地域交流拠点「水辺プラザ」整備事業、「遊々の森」の設定、水田や水路等を学びの場として活用した体験の場づくり等を推進します。また、子どもゆめ基金、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等により民間団体等が実施する子どもの体験活動の支援を進めます。さらに、子どもをはじめとする住民が参加する生き物の調査等により体験活動の機会の確保に努めます。

関係府省が連携して、学校を住民も含めた地域ぐるみの環境教育の場として活用し、こうした取組を全国へ一層普及していきます。

家庭の日々の暮らしの中における環境教育を推進するため、登録した家庭に対するインターネットを活用した情報提供や助言等を行う事業、家族のグループを対象とした環境家計簿の普及や環境カウンセラーによる助言を行う事業等の実施について検討を進めます。

政府は、個人、家庭、民間団体、事業者等が行う環境教育への取組事例を紹介し、幅広く情報を共有するとともに、優れた事例について表彰するなどして、地域における環境教育が活性化するように支援します。

環境教育を促すためには、地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要です。公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設、国、地方公共団体、民間団体等が設置している環境学習施設や自然体験活動を行う各種の施設、全国・都道府県地球温暖化防止活動推進センター、消費者センター等暮らしに関する施設を地域の環境教育の中に位置付け、目的、対象に応じて適切に活用し、環境教育をより一層充実させていきます。

また、社会教育施設が中核となり、様々な主体と連携しながら環境保全等地域社会における様々な課題に対応するため、課題解決のための先駆的な社会教育事業を地方公共団体からの提案を受け実施します。優れた事例についてはシンポジウム等を通じて全国に普及させるなどの取組を行います。

エ. 人材の育成・活用

学校の教職員の資質の向上だけでなく、地域社会において環境教育を担う人材の育成も重要です。関係府省が連携して地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教職員が一緒に環境教育研修を受けられる機会を提供していきます。また、政府は、国立青少年教育施設や関係府省の地方支分部局等において、立地条件や各施設の特徴をいかに、自然体験活動等の場、多様な活動の機会の提供等の取組を一層充実させます。さらに、これらの施設や自然共生研究センター等の環境研究施設を活用した研修会の開催により、自然体験活動等を支援する指導者の養成を推進していきます。

このような研修を受けた人材をはじめ、効果的な環境教育を行うことができる人材、環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、学校や地域における環境教育を充実させる上で有意義です。特に、環境教育で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得ることが有効です。

環境保全に関する専門知識と指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する事業（人材認定等事業）等により育成又は認定された人材等が、学校や地域において積極的に活用されるよう、必要な情報の提供を行うとともに、特別非常勤講師制度等の活用を進めていきます。

学校外の専門家等を活用する際、専門家と学校や地域における環境教育とをつなぐコーディネーターが必要となるため、コーディネーターの育成や活用にも取り組んでいきます。

学校では、学校外の専門家を効果的に活用するため、教職員と専門家間の効果的な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒の発達段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分意思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。この際、教職員は、コーディネーターとしての役割が求められる場合があり、このための能力の向上を図ることも必要です。さらに、専門家の活動の資金が十分確保される必要があります。謝金等の在り方についての調査、情報提供等を通じて取組の支援を行います。

オ. プログラムの整備

住民、民間団体、事業者、行政等が連携、協力し、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラム整備を図る必要があります。また、プログラムは、地域の特性に応じて作成、改良、応用されることが重要です。

このため、政府は、プログラムの体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境教育プログラムを研究、開発します。また、地方公共団体や民間によるプログラムづくりを支援するため、様々な主体が作成した環境教育プログラムや指導資料についてインターネット等を活用した情報共有システムを構築していきます。

また、児童生徒や教職員が活用できるような地球温暖化問題等に関する教材や指導資料の開発、普及、総合的な学習の時間のモデル事業の実施やプログラム開発を推進します。さらに、教職員の資質の向上や地域社会において環境教育を担う指導者の育成のための研修等の場で、プログラムについての情報を提供し、理解してもらうことで、これらのプログラムを有効に活用できる教職員や地域の指導者を育成していきます。

一方、環境教育のプログラムのみならず、指導者を育成する多様なプログラムの普及を促進します。

プログラムの内容は、環境問題や自然についての知識を得たり、体験、調査、遊びを通じ

て関心を高めるものであることに加え、そこから一歩進んで、環境問題の原因、これを解決するための具体的な対策、また、環境と私たちの社会の在り方について自ら考え、具体的な取組へと結び付けていくことができるようなものであることが重要です。その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのようにいかすかを学ぶこと、また、例えば、「沈黙の春」、「成長の限界」、「我ら共有の未来」、「地球憲章」等の国内外の重要な文献や文書について取り上げ、環境問題への警鐘はどのように鳴らされ、環境問題の解決のための基本的な原則としてどのようなことが提案されているかを学ぶことも効果的です。

プログラムを作成した後は、定期的な検証や評価を加え、必要な改訂を行っていきます。これにより、最新の環境問題に対応したプログラムとなるだけでなく、開発されたプログラムが多くの人に共有されることとなります。

カ. 情報の提供

環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報を入手できる情報提供の体制の充実が必要です。児童生徒が主体的に学習したり、教職員が授業のために必要なデータを活用し、環境教育の教材を作成したりするためには、環境に関する正確な情報を必要とするときに必要な形で入手できるよう、情報基盤を整備していくことが求められます。

このため、人材、教材、施設等に関してインターネット等を活用した情報共有システムを構築していきます。

さらに、政府は、自らの環境教育に関する情報を分かりやすく提供するだけでなく、地方公共団体、民間団体等の環境教育に関する情報を収集、分析、整理し、インターネット等を活用して、広く国民に提供していきます。

キ. 各主体の連携

自主的な環境教育を推進するためには、国民、民間団体、事業者、行政等の各主体が、連携して、地域に根ざし、地域から広がる形で環境教育を実施していくことが必要です。そのためには、必要な情報が各主体に行き渡るよう情報の提供に努めるとともに、地域における活動のコーディネーターを育成し、地域で活躍できるよう支援します。

また、地域の協力も得ながら総合的な学習の時間を効果的に実施すること、地域に根ざし、地域と一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること、学校評議員制度や学校評価を通じて地域と学校が連携し、環境教育の視点を確保することも大切です。また、各地の先進的な連携の事例についての情報の収集や提供を行うとともに、シンポジウムや全国規模の実践発表大会等を通じて、各主体をつなぐ手法等を全国に普及していきます。

さらに、地方公共団体においても、環境部局と教育部局のみならず、市民、農林水産、経済、都市、土木、交通等環境教育に関係する様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要です。政府は、関係府省間の連携を十分にいき、協力して施策の推進を図ります。

ク. 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

政府は、環境教育の実施状況、内容や方法についての国内外の調査研究を行い、この調査研究結果を踏まえて環境教育の改善に努めていきます。また、この調査研究結果を幅広く提供し、様々な場での環境教育や指導者育成のための研修にいかしていきます。

② 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

職場において職員一人一人の環境に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に良いものとしていく上での基盤となります。さらに、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育は、社会人への環境教育等を行う有効な機会の一つであり、また、職場において環境教育を受けることにより、その人の家庭や地域における取組につながることを期待されます。また、職場としてボランティア活動等社会貢献活動に取り組みたり、職員が個人として社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことは、民間団体、事業者、行政を問わず、社会的責任の観点から重要です。

ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムも活用しながら、職員の環境保全の意欲の増進や環境教育の推進のための取組を進めます。

ア. 環境に関する研修等の充実

国においては、行政のみならず立法、司法すべての機関の職員が、通常の業務や各種施策を実施する際に、環境への配慮を織り込むために必要な知識が得られるよう、政府で行われている様々な研修において環境に関する講座の充実を図ります。

また、より高度で専門的な環境教育を受けられるよう、環境省の環境調査研修所の研修をはじめ、関係府省の研修を強化し、職員が必要な研修を受講するよう積極的に働きかけます。

これらの研修は、単に環境についての知識を得るだけのものではなく、職員の環境保全に取り組む意欲を高めるよう体験的な手法を取り入れるなど研修の内容や手法の改善を検討していきます。また、政府は、所管する独立行政法人等及び地方公共団体に対し、国の職員と同様に、その職員に対する研修において環境に関する講座を設けることについて